

Hukutana 1

February 2001



片上英俊 KATAKAMI Hidetoshi

ケニアにおける女子割礼廃止の試み

1956年の地方政府による法的禁止の紹介

A Brief Sketch of the 1956 Ban on Female "Circumcision" in Embu, Kenya

衣笠聡史 KINUGASA Satoshi

過去の遊動社会を復元する

Reconstruction of Past Nomadic Societies in Savannas

7 電力供給制限終了・ビザ要件変更・所蔵図書

8 編集後記 Editorial

日本学術振興会ナイロビ研究連絡センターニュースレター

Research Report

ケニアにおける女子割礼廃止の試み

A Brief Sketch of the 1956 Ban on Female "Circumcision" in Embu, Kenya

1956年の地方政府による法的禁止の紹介

片上英俊 KATAKAMI Hidetoshi (日本学術振興会特別研究員 Research Fellow of JSPS)

はじめに

女子割礼 (female circumcision) とは何か。日本人には馴染みがないかもしれないが、文化・宗教上の理由などからおこなわれる女性性器の外科的手術のことだ。手術は陰核の除去、陰核の除去および小陰唇の除去、陰核および大・小陰唇の切除と、地域によってさまざまな形態をとる¹。また陰核および大・小陰唇の切除のあとに一部の開口部を除いて陰部を閉鎖する手術があり、これは陰部閉鎖 (infibulation) とよばれている。女子割礼は中東やアジア、オセアニア、南北アメリカ、そしてヨーロッパの一部で報告されている。とりわけアフリカでは広くおこなわれていて、ある統計では28カ国以上の国でおこなわれているという。ケニアではキクユ、カンバ、マサイ、メル、エンブなど多くの社会で、女子割礼は成人儀礼において不可欠な手続きの1つとされてきた。

ところで今回の現地調査で筆者は、1950年代にケニ

アの中央部に位置するエンブで女子割礼が法的に禁止されたことを知った。そして地方政府の命令に逆らい娘の割礼をおこなったために処罰された両親やその関係者から当時の様子を聞くことができた。また文書館や裁判所で関連資料を閲覧する機会をえた。そこで以下ではケニアでの女子割礼廃止の試みを概観したあと、筆者の調査地であるエンブ・ディストリクトで1956年に実施された女子割礼を廃絶する取り組みとその挫折について簡潔に紹介することにした。

ケニアにおける女子割礼廃止の試み—概観—

ケニアでは女子割礼の是非をめぐる長い論争の歴史がある。なかでも当時の世論を巻き込んだ論争として、1929年から1931年にかけてのプロテスタント系ミッションによる中央ケニアでの女子割礼の廃絶キャンペーンとそれにたいする住民の反発が有名だ。いわゆる女子割礼論争とよばれる事件である²。

女子割礼論争すなわち女子割礼の是非をめぐる問題

は、1929年3月にニューリで開かれたプロテスタント系のキクユ人長老による会議から数ヶ月のあいだに中央ケニアで急速に広がった。この会議の席で女子割礼は不道徳な慣習であり全キリスト教徒によって放棄すべきであるとされ、違反者には罰則を課することが決議された。この決議から数ヶ月後、14才の少女がミッションの寮から力づくで連れ出され割礼されるという事件がおきた。この事件をきっかけにプロテスタント系ミッションは、女子割礼の廃止にむけて断固たる態度をとった。プロテスタント系のミッションの各支部において、女子割礼を弾劾する誓紙に署名するか、教会を去るかの選択をミッション側がアフリカ人信徒にせまったのである。

しかしキクユ人をはじめとする中央ケニアの住民にとって女子割礼は成人儀礼の中核を成す儀礼だった。そのためミッションによる廃止の強制は自分たちの文化を破壊する試みであるとして、多くの住民が反発した。反女子割礼キャンペーンへの民衆の抗議は、宣教師や政府の役人らを名指して非難する「ムジリグ(Muthirigu)」とよばれる歌を介して広がった。その結果、プロテスタント系ミッションの信徒数は激減し、教会を去った元信徒による独立教会と独立学校の設立運動につながった。しかし中央政府は政府を批判する歌をただちに禁じたものの、女子割礼を法律で禁止することには最後まで消極的な態度をとった。

この事件以降ケニアでは女子割礼の廃絶は宗教、健康の観点からの教育の浸透に重点が移されたが、何度か法的な禁止が試みられている。最近の試みのなかで有名なものには、モイ大統領が1982年に出した女子割礼の禁止がある。大統領の命令は、術後の感染症により14人の少女が死亡した事件がきっかけだった。しかし、この通達も法的な罰則をとともなわないものだった³。1996年11月には女子割礼を非合法化する法案が議会に提出されたが、議会で圧倒的多数を占める男性議員による反対によって否決された⁴。

したがってケニアでは女子割礼じたいを禁止する法律はいまだ制定されていない。しかし意外に知られていないことだが、マウマウのゲリラ闘争にともない非常事態宣言が出されていた1956年に、中央ケニアのエンブとメルスの両ディストリクトにおいて、女子割礼を禁じる法律が制定され施行されていたのである⁵。

エンブにおける女子割礼の全面禁止(1956年)

プロテスタント系ミッションが中心的な役割をはたした1920年代末の女子割礼論争とはことなり、1956

年の禁止令はエンブ・アフリカン・ディストリクト・カウンシル(現在のカウンティ・カウンシルの前身、以下ADC)のアフリカ人メンバーが中心となって実施された。1956年10月31日エンブ・ディストリクト・ホスピタルで開催されたADCの公衆衛生委員会の会合で、議題の1つとして女子割礼の廃止が話しあわれた。会合のなかでキクユ人医師のアーサー・キニャは出産時の危険性を指摘し、割礼している女性が出産時に手術を必要とするケースがおおいことを説明した。そして女子割礼の廃止をカウンシルへ勧告するよう訴えた。討議のあと委員会はADCに女子割礼の廃止を勧告することを満場一致で可決した⁶。

11月9日、委員会の勧告はADCで審議されることになった。女子割礼の廃止をめぐる長い議論のあと、メンバーは女子割礼の実施に強く反対することを決めた。ADCはこの悪習を禁止する条例の起草と、地方政府・保健・住宅供給大臣(Minister for Local Government, Health and Housing)のもとへの条例案のすみやかな提出を要求した。そして「当カウンシルは野蛮な慣習である女子割礼をエンブ・ディストリクトにおいて禁止し、したがってこの慣習が原住民の法と慣習に反した違反であると宣言する」との決議案28/56を採択した⁷。

この決議から1ヶ月後の12月6日、女子割礼の廃止をさらに議論するためADCの特別会合が開かれた。会議の場で女子割礼にかんする条例は若干の修正をほどこされたものの、ほぼ原案どおり可決された。それにより陰核切除もしくは女性性器の切除や切り込みをおこなった者、ならびに保護監督下にある少女に割礼をうけさせることを許可(もしくは教唆)した両親と付添人、そして儀礼の参加者が有罪とされた。そして違反者にたいし最高500シリングの罰金ないし最大6ヶ月の服役、もしくはその両方の刑が課されるとされた⁸。そしてこの条例は大臣の承認をうけ正式に発効することになった。

しかし女子割礼の全面廃止は住民の意思に反する決定だった⁹。女子割礼を「原住民の法と慣習に反する」としたADCのメンバーの賛成意見とは逆に、当時多くの住民が女子割礼を必要だと考えて実践していた。その結果女子割礼を全面禁止とする条例によって多数の住民が原住民の法と慣習に反した罪で逮捕され、裁判で有罪となるという皮肉な状況に陥ることになった。

失敗した法的規制

非常事態が宣言されていた1950年代当時、中央ケニアの地方政府には絶大な権力があたえられていた。

この絶大な権力を背景に、地方政府は禁止令を実行に移し徹底的な取り締まりをおこなった。それにより違反者には重い罰金と服役が課せられることになった。

それにもかかわらずこの条例を違反する者は後を絶たなかった。取り締まりから逃れるため女子割礼は闇夜にまぎれて秘密裏におこなわれるようになった。また条例が施行されていない隣のニェリ・ディストリクトに越境して娘の割礼をうけさせるケースも生じた。ギシュグでは12～15才におこなわれるのが一般だった女子割礼が4、5才の女兒にたいしておこなわれていることが報告された。1957年7月にはギシュグ・ディビジョンの10村で153件の女子割礼がつぎつぎと執り行われた。この事件では420人に罰金が命じられ、その合計は108,300シリングにのぼった。同年10月にも同様の事件がディア・ディビジョンで勃発した。翌58年3月にはエンブ・ディビジョンでも大規模に女子割礼が実施され、この動きはディアにまでおよび、数百人も女性が逮捕された¹⁰。

住民の一連の行動は、ADCの見解に反し女子割礼がまさに現地の法と慣習であることをはっきりと示していた。1958年4月26日にADCの会議が特別に招集されると、その席で女子割礼がとて根強い慣習であることをカウンシルは認め、禁止令を撤回することが多数決で議決された(賛成14、反対5)。これにより18ヶ月間つづいた女子割礼をなくす試みに終止符が打たれた¹¹。

おわりに

以上、女子割礼を廃止しようとしたエンブでの取り組みを簡潔に紹介した。近年ではアムネシティ・インターナショナルなどの人権擁護団体が、女子割礼を女性の人権を侵害するものだという認識から、この行為を「女性性器切除(Female Genital Mutilation)」にとらえ直し、行為そのものを否定し廃絶をめざす国際的なキャンペーンがおこなわれている¹²。ケニアでも、“National Council on Women in Kenya”、“Kenyan National Committee on Traditional Practices”、“Maendeleo ya Wanawake Organization”などの非政府組織が女子割礼の廃止に積極的に取り組んでいる。しかしエンブでの失敗は、女子割礼を法によって禁止することがいかに困難であるかを物語っている。女子割礼を規制する動きが今後どのように展開していくかは不明だが、この慣行の変更・廃止については住民の意思が最大限に尊重され、その最終的な選択が彼らに委ねられることが重要であることをエンブの例は示している。

In December 1956, the Embu African District Council passed a by-law to prohibit female circumcision in any type or form. The ban was strictly enforced on the people in the District. But the main body of the people were determined to carry out female circumcision. Ironically, hundreds of parents were arrested for allowing their daughters to be circumcised “against native law and customs”. In spite of the punitive sanctions, the practice continued. After eighteen months, the Council admitted that female circumcision was a very deep-seated custom, and resolved to lift the ban in April 1958.

1. 大塚和夫「女子割礼および/または女性性器切除(FGM)」江原由美子(編)『性・暴力・ネイション』勁草書房、1998年、263頁
2. このテーマにかんする優れた研究には、Jocelyn Murray の“The Kikuyu Female Circumcision Controversy, with Special Reference to the Church Missionary Society’s “Sphere of Influence” (Ph.D. diss., University of California, Los Angeles, 1974)がある
3. Robertson, Claire. 1996. “Grassroots in Kenya: Women, Genital Mutilation, and Collective Action, 920-1990”, *Signs* 21(3): 615-641
4. *Weekly Review*, November 22, 1996, 15-16
5. メルで実施された禁止については、Lynn M. Thomas の論文 “Nkaitana (I will circumcise myself): The Gender and Generational Politics of the 1956 Ban on Clitoridectomy in Meru, Kenya” (*Gende & History* 8(3): 338-363)がある
6. Kenya National Archives: PC/EBU/1/8/2: Minutes of a Meeting of the Public Health Committee of the Embu African District Council, December 31, 1956.
7. KNA: Minutes of Embu African District Council, November 11, 1956
8. KNA: BB/9/64: Minutes of a Special Meeting of the Whole Council in Committee to Discuss “Female Circumcision”, December 6, 1956 ; Minutes of Embu African District Council, November 11, 1956
9. ナイロビの公文書館には住民からの反対意見書 20通が保管されている(KNA: DC/EBU/8/2: DO Runyenjies to DC Embu, November 26, 1956)
10. KNA: DC/EBU/8/2: DO Gichugu to DC Embu, July 24, 1957; Special Branch Embu to Superintendent of Police, Nyeri Area, October 26, 1957; DC Embu to PC Nyeri, April 28, 1958.
11. KNA: BB/9/64: Extract from the Minutes of a Special Meeting of the African District Council of Embu, April 26, 1958
12. e.g., <http://www.amnesty.org/ailib/intcam/femgen/fgm1.html>

過去の遊動社会を復元する

衣笠聡史 KINUGASA Satoshi

(筑波大学大学院歴史・人類学研究科)

Doctoral Program of History and Anthropology, University of Tsukuba)

遊

動社会は、頻りにキャンプ地を移動させて、広大な地域の環境を広く薄く利用しています。いつ、どこへ移動して、どのような資源を利用するか、というところに遊動社会の最も重要な生存戦略があります。したがって、彼らが移動する空間と資源の利用パターンを明らかにすることは、遊動社会の理解において重要です。このような研究は、その社会を長期間観察しておこなえるのですが、しかし現在このような遊動社会は、農耕社会や工業社会の拡大によって地球上から姿を消しつつあります。そのため、遊動社会の空間利用や資源利用のパターンを明らかにすることは困難になってきています。こういった背景のもとに、考古学的資料から過去の遊動社会の空間および資源の利用パターンを明らかにする方法論の確立を目指しています。

定住社会では、集落の周辺の野生動物や二次植生の植物資源が利用されているのが普通であり、たまにその外に出かけることがあっても、生活のほとんどを集落周辺で済ませていたと考えられています。したがって定住社会では、生活の痕跡は比較的狭い範囲に残されます。たとえば縄文時代では、集落周辺のせいぜい直径200m程度の範囲内に生活廃棄物の大半を廃棄し、蓄積させています。この程度の広さなら発掘調査も可能であり、またそこから社会復元に関わる多くの情報を得ることも可能です。実際、考古学分野では、発掘調査で収集した多くの資料を分析して、過去の社会の様子を明らかにしてきました。しかし一方、狩猟採集社会や牧畜社会の多くにみられる遊動社会では、彼らは広大な地域のなかを移動しつつ生活しています。たとえば、カラハリ砂漠≠Kadeのサンでは約4000km²、北タンザニアのハッサでは約2600km²の行動域を持っています。そして、その地域内で頻りに移動しながら、生活廃棄物を散布しています。これらの遊動社会と同じように、過去の遊動社会も広い範囲を移動して、石器を含む多くの生活廃棄物を散布していたと考えられます。

このような特徴をもつ過去の社会を復元するためには、まずその社会が広大な範囲を移動しながら残した生活の痕跡を丹念に把握することが必要です。その後に、それらを周辺環境の特徴とあわせて分析することで、その社会のキャンプの移動や資源利用のパターンを明らかにしていくことができます。しかしながら、数千平方キロメートルもの領域を発掘調査することは不可能であり、また発掘しうる程度の狭い範囲から出土した資料によって遊動社会を復元することも原理的に大きな無理があります。

このように発掘による手法では、遊動社会を復元することが不可能であるために、地表面から採集した石器の分布をもとに遊動社会を復元することを試みています。



石器は、過去の人類が残した行動の軌跡であると考えられています。長い時間幅で見れば、石器は一定の比率で廃棄されます。そのため、より多くの石器が落ちていたところは、過去の人類が何度も訪れた場所や長い時間滞在したところであると考えられます。つまり、各地点で採集された石器の数を比べることで、過去の人類がどのような場所をよく利用していたかを知ることができます。

また石器には、石器などをたたくときに下部にあてがう台石や石斧のように長い期間にわたって利用されるものと、即席で作られたナイフ状のものや石器を作るときに破片など比較的短い期間で廃棄されるものがあります。両者は作られてから廃棄されるまでの過程が異なるため、分けて考える必要があります。比較的短い期間で廃棄されるものの多くは、実際に使用されるときに作られて、使用の目的を果たせばその場に廃棄されます。このために短期間で廃棄される石器の方が、石器が落ちていた場所での人類の空間利用の性質をより明確に示すと考えられます。

さらに石器には、矢じりとしての機能など特定の機能をもつものと、用途に汎用性のあるものがあります。特定の機能をもつ石器の集積がみられれば、その場所である活動が頻繁におこなわれた可能性があります。このような個々の石器がもつ性質に着目し、その構成

を調べることで、過去の人類がその場所をどのような目的で利用したかを知ることができます。このような石器から得られる情報をその場所の自然環境と絡めて解析することによって、過去の遊動社会における空間や資源の利用の在り方を明らかにできると考えています。ここでいう自然環境には、標高、傾斜度、斜面の方向などの地形的な要素のほか、水場や食物などの資源との位置関係も含まれています。これらの要素には、標高のように地形図から比較的容易に読みとることができるものがある一方、手作業では事実上、算出することが不可能なものもあります。たとえば、資源との位置関係を表すために距離という指標が考えられますが、これは通常、直線距離で表されます。しかし、急斜面では人間に与えるコストが平地よりも大きくなるなど、直線距離では実際の状況をうまく反映しきれない部分があります。こういったコストを考えた距離を算出することは、手作業では膨大な手間がかかります。また、標高のような比較的容易に値を得られるものでも、対象地域内のすべての地点の値を求めようとすれば、相当な時間と労力が必要になります。

このような空間解析にかかる膨大な時間と労力を減らすために、GISを用いています¹。GISを用いた解析をおこなうためには、資料とともにそれが収集された地点の位置情報も記録する必要があります。位置を記録するための最も簡便な方法は、GPSを用いる方法です。現地調査ではディファレンシャル補正²をおこなうために基準局用1台と野外調査用2台の計3台のGPSを使用しました。そのほか、データの記録や処理に用いるノートパソコン、パソコンやGPSを動かすための発電機、記録用のカメラ、コンパス、サンプリング区画を示すためのペグ、採集した石器類を入れる袋などを持っていきました。

セレンゲティ国立公園は、ほぼ赤道直下に位置しています。日中の日差しは強く、木陰がほとんどない草原では作業が困難です。そのため野外での調査は、午前中の涼しい時間に済ませるようにしていました。軽い朝食のあと、キャンプに設置したGPS基準局の受信を開始して、朝7時前にはサンプリング調査に出発します。その日の調査地域に着いたら、適当な場所で車を止め、50m四方のサンプリング区画を設置します。サンプリング区画は、コンパスを用いた歩測によって任意の1地点から残りの3頂点を決定します。次に、区画の四隅の位置を、GPSを用いて計測・記録します。同時に、区画内の地表面に落ちているすべての石器や

サンプリング区画を設置して地表面の石器を採集中
遠くに丘が見えるが、
国立公園内には360度草原しか見えないところもあり
アフリカの広大さを肌で感じる瞬間





採集された石器

この区画は中期旧石器時代のものが多く
最大のものが長径5cm

が石器の分布を決定づける主な要因であることなどがわかってきました。これは、コピーが日中の強い日差しや風から身を守ることができる数少ない場所であること、岩にできた窪みや裂け目にたまった水や、木陰や水を求めて集まってくる野生動物を手に入れられる場所であることを考えると、容易に納めてくる結果です。

土器を採集します。また、植生による地表面の被覆度などについても記録します。石器類の採集と周辺環境についての記録が終われば、次の調査地点へ移動して、再びサンプリング調査をおこないます。5区画ほど調査すると昼過ぎになるので、調査を終えてキャンプに戻り昼食をとります。日差しが厳しくなる午後は、GPSデータのディファレンシャル処理や石器の整理など、その日に収集したデータの整理や翌日の調査地域の選定をします。

このような調査の結果、セレンゲティ国立公園内には、アシュリアン末期(30万年前前後)から牧畜新石器時代(3000年前~13000年前)にいたるまでの石器および鉄器時代の土器が地表面に散在していることが確認されました。なかでも、狩猟採集を生業とする遊動生活を営んでいたと考えられる中期旧石器時代(20万~10万年前~4万~3万年前)と後期旧石器時代(3万年前~3000年前)の石器類が、その数のうえでは多くを占めていました。また、これらの収集した資料から得られる情報と地形図などから得られる情報をGIS上で統合して解析した結果、グラスランドではコピー(Kopje)と呼ばれる花崗岩や片麻岩の露頭からの距離

この研究では、少なくとも3000年以上前の遊動社会を復元することを目指しています。しかしこのような手法は、もっと近い過去、たとえば100年前の遊動社会をも復元できる可能性をもっています。この場合には、数千年前を対象とした場合には残りにくいキャンプの跡地や老人からの聞き取りなどの資料を「生活の痕跡」を把握するために用いることもできます。このようなGISによる資料の管理と解析の方法論の確立は、これからの遊動社会の研究に飛躍的な発展をもたらすと考えています。



The purpose of this study is to analyze the relation between the patterns of stone artifact distribution and the natural environment to clarify the land-use feature of past nomadic hunter-gatherers using Geographical Information System (GIS) in Serengeti National Park, Tanzania. The results of multiple logistic regression indicate that distance to kopjes was the most important determinant for the distribution of stone artifacts. The present study suggests that the spatial analysis using the GIS method has a great potential in the study on past nomadic societies.



1. 通常、空間解析に必要なソフトウェアを中心として、ディジタイザやスキャナ、プリンタなどの出入力装置、コンピュータ本体、MOなどの補助記憶装置といったハードウェアまで含めてGIS (Geographic Information System) と呼ばれています。様々な環境 (UNIX、Windows、Macintosh など) で動くソフトウェアが開発されており、価格も GRASS (<http://www.baylor.edu/~grass/>) のように無償で配布されているものから、ArcInfo (<http://www.pasco.co.jp/>) のように導入に数百万円必要なものまであります。操作性や機能に差はありますが、一度、解析に必要な情報を入力してしまえば、手作業では莫大な手間のかかる空間解析も何度でも瞬時におこなうことが

できます。これは探索的な解析をおこなうことが多い遊動社会の復元的研究にとっては、非常に大きな手助けになります。

2. ディファレンシャル補正とは、GPS で得られる位置データの精度を向上させるための方法の一つで、既知の場所に設置した基準局で同時刻に受信されたGPSデータを使って、ほかのGPSで受信されたデータに含まれる誤差を補正するものです。しかし現在では、GPSの測位誤差の大きな要因であった Selective Availability が解除されたため、補正なしでも誤差が数メートルにおさまります。これは、このような研究には十分な精度です。

「センター訪問者」「センター行事」は次号に掲載します
“Visitors” and “Activities” will appear in next issue

センター図書案内

設立以来長期に渡る収集を続け、ナイロビセンターの図書も充実してまいりました。過去に一部蔵書が破棄される事態を乗り越え、現在1600冊を超える登録図書と、登録外の多数の文庫、新書、雑誌を所蔵しています。登録図書はアフリカ関係資料を主として、歴代センターの駐在員の著書、旅行ガイド、前世紀半ばから刊行され続けている東アフリカの植物誌「Flora of Tropical East Africa」、聖地とするケニア山にちなんで名づけられた小惑星上に作られるキクユ族のユー

トピアを描いたSF「Kirinyaga」、ケニア各地域の「District Development Plan」まで広く収蔵しています。日刊紙「Nation」も過去1年分は閲覧可能です。これらの図書は、図書館司書であった秘書の努力もあり、データベース化が完了しました。現在はカード作成をすすめています。更に、文部科学省関係、各大学等の資料・案内も最新のものを用意しています。

貸し出しは一人一回4冊、2週間を限度としていますが、相談に応じます。

ビザ要件変更

2001年3月1日より、ビザの要件が変更になりました。今までは1ヶ月以内の滞在の場合はビザは不要でしたが、今後は必要となります。従前通り、ナイロビの国際空港の到着時でも発給を受けられます。ひとりあたり50米ドルも変更なし。関係機関でご確認下さい。

The visa requirement in Kenya for Japanese passport holders changed as of 1st March 2001. All visitors including those who will stay for less than one month are required to obtain a visa. Proper information must be obtained from the authorities.

電力供給制限終了

以前にお伝えしたケニアの電力供給制限は、年末以来の雨のため解除されました。1月26日付けのNationが伝えたところによりますと、15ヶ月に渡った供給制限は、発電所貯水池であるSeven Folks Damへの降水の流入と緊急用発電装置のために終了したと、エネルギー大臣が声明を発表しました。

順調な降雨はその後も続き、貯水量は回復していると期待されます。今年のケニアでの調査に電力が制限要因とならないように心がけています。以前より、学振ナイロビセンターでは非常用発電機を用意して不断の事態に備えております。

Electricity rationing is finally over, said the authority on 26 January 2001, owing to the heavy rain.

Kenya Power and Lighting Corporationの社告より
Dear Customer,

“Thank you

An increase in water levels in the hydro-power generating dams during the month of January, together with the full commissioning of energy generators, has now enabled us to meet the power demand in the country. As a result, power rationing was lifted in January. We take this opportunity to thank you for your understanding and cooperation during the rationing period. We will continue to share relevant information on the power sector and provide helpful hints for safe and efficient use of electricity.”

Yours sincerely,
(Name and title)

編集後記 今年度ナイロビセンターを訪れた若手研究者のResearch Report特集となりました。ニュースレターの名前になっている「出会い」の輪の一つです

◇片上さんは東京都立大学で社会人類学を研究されています。当地の新聞でも最近議論になっている女子割礼の話題について、植民地時代の例を取り上げていただきました

◇衣笠さんにはセレンゲティでの発掘しない旧石器考古学の一面を紹介していただきました

◇当センターへの派遣も残すところあと一月となりました。新年度2001年4月からは、立命館大学の遠藤保子教授が巻島に代わりまして1年間学振ナイロビの顔となります。2年間当センターを預りましたが、より良い形で後に引き継ぐことができれば最上の喜びです(巻島)

In the beginning of new century, the human genome was drafted. It will give us a great new understanding of ourselves, and of all living organisms, probably of the universe. In what aspect can we researchers contribute to this understanding? It varies in each field of study, but it should be worth considering.

It is said that when you live abroad, you become a representative of your country in the foreign one. As a Japanese, I have tried, and I hope that I have been a good representative of Japan. This is not because I am

adminstrating a Japanese office abroad, but I am proud of being a citizen of Japan, and a person home-grounded there. During my stay in this country I have realized many differences between Japan and Kenya, culturally, naturally and environmentally. There are a great deal of differences in the culture, ability and tendency of the local people, which we may consider to be either advantages or disadvantages, but I must impose that the differences are just distinctions not superiority nor inferiority. There are two extreme ends, fanatiques who love and those who contempt. This however has lead them to nothing fruitful, and prevented them from getting fair conclusions. I would like to express my opinion that everyone who works in or with different cultures should bear this in mind if he or she would like to gain success.

I am going to leave JSPS Nairobi in April, and Prof. (Ms.) ENDO Yasuko of Ritsumeikan University, Kyoto will come to succeed me. It would be my greatest pleasure if for these two years I have contributed to scientific promotions in East Africa, especially through Japanese researchers.

the Editor of "Hukutana" and Director of JSPS Nairobi,
MAKISHIMA Haruyuki

Editorial

新年度住所、宛先変更を予定される方は早めに当センターへお知らせください

© 2000 Japan Society for the Promotion of Science, Research Station Nairobi. All rights reserved

Hukutana No. 18 Bulletin of Japan Society for the Promotion of Science, Research Station, Nairobi
Published 28 February 2001
Editor and Designer MAKISHIMA Haruyuki
Publisher JSPS Research Station, Nairobi, KENYA
Prepress Elite Prepress, Nairobi, KENYA
Printer Jarolin Enterprises, Nairobi, KENYA

For rights of reproduction, application should be made to the JSPS Research Station, Nairobi. The views expressed in the articles of this bulletin are those of the contributors and do not necessary reflect the views of JSPS.

ふくたーな第18号 日本学術振興会ナイロビ研究連絡センターニュース
発行日 2001年2月28日
編集・発行者 巻島美幸
発行所 日本学術振興会ナイロビ研究連絡センター

本誌の掲載記事を転載する場合は、事前にセンターまでご連絡下さい。本誌の中で署名のある記事についてはそれぞれの主張・意見は執筆者個人のもので、日本学術振興会の見解を反映するものではありません。

Phone: +254-2-442424; Fax: +254-2-442112; e-mail: jps1@africaonline.co.ke

JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE,
RESEARCH STATION NAIROBI
P. O. BOX 14958, NAIROBI
KENYA

**PAR AVION
VIA AIR MAIL**